芦教委第３号議案

芦屋市学校教育審議会委員の委嘱又は任命及び諮問について

芦屋市学校教育審議会委員を委嘱又は任命するとともに、別紙のとおり諮問する。

令和７年５月８日提出

芦屋市教育長　野　村　　大　祐

提案理由

芦屋市学校教育審議会を設置し、就学前教育・保育施設の現状と市立幼稚園等に求められる役割を踏まえた芦屋市立幼稚園の適正規模と今後の運営について諮問しようとするもの。

１　委嘱又は任命する委員

別紙（案）のとおり

２　任　期

令和７年５月２９日から諮問に係る審議が終了するまでの間

３　根拠法令

芦屋市附属機関の設置に関する条例第２条

芦屋市学校教育審議会規則

４　諮問事項

就学前教育・保育施設の現状と市立幼稚園等に求められる役割を踏まえた芦屋市立幼稚園の適正規模と今後の運営について

５　諮問理由

別紙諮問書（案）のとおり

芦屋市学校教育審議会委員（案）

氏　名	役　　職	選出区分
河合（かわい）　優年（まさとし）	武庫川女子大学 教育総合研究所教授	学識経験者
成田（なりた）　健一（けんいち）	関西学院大学文学部教授	学識経験者
伊賀（いが）　友香子（ゆかこ）	芦屋市ＰＴＡ協議会	ＰＴＡ関係者
野村（のむら）　浩子（ひろこ）	芦屋市自治会連合会理事	地域関係者
田附（たづけ）　俊一（しゅんいち）	公募市民	市民代表
木下（きのした）　新吾（しんご）	芦屋市立精道小学校長	学校園・保育所関係者
武田（たけだ）　淳（じゅん）	芦屋みどり幼稚園理事長	学校園・保育所関係者
巽（たつみ）　愛子（あいこ）	芦屋市立潮見幼稚園長	学校園・保育所関係者
近藤（こんどう）　千恵（ちえ）	芦屋市立岩園保育所長	学校園・保育所関係者
柏原（かしはら）　由紀（ゆき）	芦屋市企画部長	行政関係者

（案）

芦教菅第〇〇〇〇号
令和７年〇月〇〇日

芦屋市学校教育審議会
会長　〇〇　〇〇　様

芦屋市教育委員会
教育長　野 村　大 祐

就学前教育・保育施設の現状と市立幼稚園等に求められる役割を踏まえた
芦屋市立幼稚園の適正配置と今後の運営について（諮問）

芦屋市附属機関の設置に関する条例第２条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

１　諮 問 事 項

就学前教育・保育施設の現状と市立幼稚園等に求められる役割を踏まえた芦屋市立幼稚園の適正配置と今後の運営について

２　諮 問 理 由

芦屋市立幼稚園では、芦屋市の教育・保育理念「“いのち”を大切にし、生きる力の基礎を育む」に基づき「**あ**かるく元気な子ども」「**し**っかり考え合う子ども」「**や**さしい子ども」を育てたい子ども像とし、教育・保育に取り組んでいます。

しかし、急激な少子化の進展や幼児教育・保育の無償化、共働き世帯の増加等による長時間保育需要の高まりから、市立幼稚園の就園者数は年々減少しており、園運営について様々な問題が生じています。

ついては、就学前教育・保育施設の現状と市立幼稚園等に求められる役割を踏まえた適正配置と今後の運営について、幅広い観点からご検討の上、ご提言いただきたく貴委員会に諮問します。

以　上

○芦屋市附属機関の設置に関する条例

(趣旨)

第１条　地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項及び第 202 条の 3 第１項に規定する附属機関について、法律又は他の条例に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第２条　市に次のとおり附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任事務	委員定数	委員の構成	任期
教育委員会	芦屋市学校教育審議会	本市の学校教育に関する重要事項についての調査審議	１５人以内	学識経験者その他教育委員会が適当と認める者	諮問に係る審議が終了するまでの期間

(任期)

第３条　委員の任期は、前条の表のとおりとする。ただし、特に定める場合を除き、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

(補則)

第４条　この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

○芦屋市学校教育審議会規則

(趣旨)

第 1 条　この規則は、芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成 18 年芦屋市条例第 5 号。以下「条例」という。)第 4 条の規定に基づき、芦屋市学校教育審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第 2 条　条例第 2 条の表芦屋市学校教育審議会の項委員の構成の欄中に規定するその他教育委員会が適当と認める者は、次の各号に掲げる者とする。

(1)　芦屋市立学校育友会及び PTA 関係者

(2)　芦屋市立学校卒業生

(3)　学校長等

(4)　その他必要と認める者

(会長及び副会長)

第 3 条　審議会に会長及び副会長を置く。

2　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条　審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2　審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4　審議会においては、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(小委員会)

第 5 条　審議会は、必要があると認めるときは、審議会に小委員会を置くことができる。

2　小委員会は、審議会の審議事項に係る問題点の調査、整理及び検討等を行うものとする。

3　小委員会は、会長の指名する若干人の委員で組織し、委員の互選により委員長を定める。

4　委員長は、第 2 項に定める小委員会の活動の状況等を審議会に報告しなければならない。

(小委員会の会議)

第 6 条　小委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第 7 条　審議会の庶務は、調査審議内容に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第 8 条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。